

一、地主ノ肩持ツ村長、役場吏員ヲ止メサセヨ！
二、貧乏人泣セノ、尨大繰算絶對反對！
三、町村會ヲ貧農、勤勞大衆ノ手ニ！

指令一 一編ノ追加、修正、補遺ニ就テ一

一、四ノ「義務教育費」ハ國庫下渡金ガ増加シテ貧弱町村ハ全額。サ
ウテナイトコロモ半額以上デアルコトニ訂正スル。

但シ貧弱町村ハ總テノ附加税ヲ制限外賦課ヲシテキナケレバナラ
ヌノメカラ既ニ税金ノ方デ貧乏人カラウント取ツテキル。少シノ
金ヲ貰ツテ結局地主金持ヲ得サスゲケアル。

二、家屋税ハ賃賃價格調査委員ガ府縣税トシテ大体決メル、コレハ繰算
町村會後々。附加税イクラヲ今度ノ町村會デ決メルノダ。特別戸數
割モ今度ノ繰算町村會デ全額ヲ決メテオイテ、ソノ繰大低村長ガ戸
數割調査委員ヲ推薦シテ四月五月頃個人々々ノヲ決メルカラソノ時
談路、守口ノ闘争方法ヲ採用スベキダ。今度ハ全体ノ額ダケヲ決メ
ルカラソレヲ少クサスコト。

コレガ來ル戸數割闘争ノ土台トナル。

三、参考トナル法律條文ヲ次ニ示ス、普選ヲ前ニシテ、アトノ二ツハ出